

富山市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和7年4月25日

富山市長 藤井裕久

富山市規則第45号

富山市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行に関し、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(身分証明書)

第3条 法第7条第1項（法第24条第2項及び法第43条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第1号）とする。

(許可申請書の添付図書等)

第4条 省令第7条第1項第12号及び同条第2項第10号並びに第63条第1項第2号及び同条第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 資力信用申告書（様式第2号）
- (2) 取引金融機関の預金残高を証明する書類及び融資を証明する書類（工事主が融資を受ける場合に限る。）
- (3) 工事主が法人の場合にあっては最近3年の法人税の納税証明書、工事主が個人の場合にあっては最近3年の所得税の納税証明書
- (4) 工事主が造成した土地を他へ譲渡することを業とする者である場合

にあつては、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定による免許を受けていることを証する書類

(5) 工事施行能力申告書（様式第3号）

(6) 工事施行者の登記事項証明書

(7) 工事施行者が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けている者である場合にあっては、当該許可を受けていることを証する書類

(8) 申請に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し

(9) 申請に係る土地の求積図

(10) 排水施設を設置する場合にあっては、一次放流先の管理者の同意を得たことを証する書類

(11) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事で排水施設を設置する場合にあっては、当該排水施設の縦断面図、構造図及び流量計算書

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（軽微な変更の届出）

第5条 法第16条第2項又は第35条第2項の規定による届出は、工事変更届（様式第4号）によるものとする。

（証明書の交付）

第6条 省令第88条の書面の交付を求める者は、宅地造成等適合証明書交付申請書（様式第5号）に建築確認申請書の写し又は畜舎建築利用計画認定申請書の写し及びその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。

附 則

この規則は、令和7年5月1日から施行する。